

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

○道路の供用開始	(道路課)	一
○土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	一
○指定管理者の指定(二件)	(都市計画課)	二
○土地改良区の定款変更の認可	(大河原地方振興事務所)	二
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	二
○財政状況の公表	(財政課)	三
○選挙管理委員会		三
○政治団体の届出		三
○政治団体の届出事項の異動届		三
○宮城県漁業調整委員会委員の解職請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数について		四

## 告 示

○宮城県告示第九百六十三号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十二月二十二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻女川線	石巻市湊字須賀松一番三地先から同市緑町二丁目七番一六地先まで	令和二年十二月二十四日午後二時

○宮城県告示第九百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
金彫沢	地滑り	角田市坂津田字金彫沢、字池田(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
下寺沢	地滑り	角田市鳩原字中島、字上土浮(次の図のとおり)	
小斎清水	地滑り	伊具郡丸森町小斎字日向、字畑中(次の図のとおり)	
大内	地滑り	伊具郡丸森町大内字佐野東、字佐野西、字高田、字青葉上(次の図のとおり)	
空久保	地滑り	伊具郡丸森町大内字空久保下、字鬼ヶ柵、字中山(次の図のとおり)	
石羽	地滑り	伊具郡丸森町字石羽、字滝原(次の図のとおり)	
青葉	地滑り	伊具郡丸森町大内字青葉南(次の図のとおり)	
高平	地滑り	伊具郡丸森町大張大蔵字高平(次の図のとおり)	
東福田	地滑り	伊具郡丸森町大内字東福田(次の図のとおり)	
南平	地滑り	伊具郡丸森町大内字南平(次の図のとおり)	
長根	地滑り	伊具郡丸森町金山字長根、字沼下、字谷地木戸、字南新田(次の図のとおり)	
		柴田郡柴田町大字四日市場字滝ノ前、	

滝の前	地滑り	字上山根、字川名沢、字坂本前、字清水(次の図のとおり)
入間田	地滑り	柴田郡柴田町大字入間田字前原、字原西、字筒合、字田尻、字馬場、字石倉、字内海道、字目連寺、字目連寺向、字目連寺西、字目連寺前沢、字関本、字寺、字鳥屋下、字風穴(次の図のとおり)
雨乞	地滑り	柴田郡柴田町大字入間田字四柄内、字上山、字下山、字愛宕(次の図のとおり)
富沢	地滑り	柴田郡柴田町大字富沢字松本、字小和清水、字赤柴、字稲荷、字薬師(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

仙台港多賀城地区緩衝緑地

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

石巻南浜津波復興祈念公園

二 指定した団体の名称及び所在地

1 名称

石巻南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体

2 構成員の名称及び所在地

一般財団法人公園財団 東京都文京区関口一丁目四十七番十二号

東洋緑化株式会社 仙台市青葉区柏木一丁目一番八号ボラリスビル二F

一般社団法人ひと・まち・もり 石巻市築山二丁目四番四十三号 サンライズ築山B二二号

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

○宮城県告示第九百六十七号

あぶくま川水系角田地区土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二年十二月十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年十二月二十二日

宮城県大河原地方振興事務所 所長 笹 出 陽 康

○宮城県告示第九百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、大和町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年十二月二十二日

宮城県仙台地方振興事務所 所長 山 口 浩 徳

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年十一月十九日	平 渡 高 志	黒川郡大和町鶴巢下草字迫十五番地	理事
令和二年十一月十九日	佐 藤 徳 郎	地 黒川郡大和町鶴巢鳥屋字町場十一番	理事
令和二年十一月十九日	大 畑 洋 一	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字塚五十二番地	理事

二 退任した者

令和二年十一月十八日	櫻井幹夫	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字一本柳九十七番地	監事
令和二年十一月十八日	吉川正喜	黒川郡大和町落合松坂字堂ノ前六番地	理事
令和二年十一月十八日	石川誠	黒川郡大和町落合舞野字庚申五十一番地の二	理事
令和二年十一月十八日	安海富士夫	黒川郡大和町落合三ヶ内字昭和百十七番地の三	理事
令和二年十一月十八日	佐藤徳郎	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場十一番地	理事
令和二年十一月十八日	瀬戸啓一	黒川郡大和町落合松和田字万五郎二番九十番地	理事
令和二年十一月十八日	文屋幸次郎	黒川郡大和町落合相川字馬場八十二番地	理事
令和二年十一月十八日	千坂寛	黒川郡大和町鶴巣大平字北一ツ山十七番地	理事
令和二年十一月十八日	大畑洋一	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字塚五十二番地	理事
令和二年十一月十八日	平渡高志	黒川郡大和町鶴巣下草字迫十五番地	理事

令和二年十一月十九日	佐々木周吉	黒川郡大和町鶴巣大平字南一ツ山五十四番地	理事
令和二年十一月十九日	安海富士夫	黒川郡大和町落合三ヶ内字昭和百十七番地の三	理事
令和二年十一月十九日	石川誠	黒川郡大和町落合舞野字庚申五十一番地の二	理事
令和二年十一月十九日	瀬戸啓一	黒川郡大和町落合松和田字万五郎二番九十番地	理事
令和二年十一月十九日	高平治彦	黒川郡大和町落合相川字塚越三番五十七番地	理事
令和二年十一月十九日	吉川正喜	黒川郡大和町落合松坂字堂ノ前六番地	理事
令和二年十一月十九日	文屋泰彦	黒川郡大和町落合報恩寺字内ノ目五番地の二	監事
令和二年十一月十九日	櫻井幹夫	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字一本柳九十七番地	監事

公 告

令和二年十一月十八日

櫻井憲一

黒川郡大和町落合報恩寺字根柄九番地の二

監事

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

令和二年十二月二十二日

宮城県知事 村井嘉浩

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和二年十二月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名 会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

伊藤よしひろサポーター 伊藤 俊一 及川 正也 登米市米山町善王寺小待井四トクラブ 令和二年十一月十九日

ながしま順子と登米市 永島 順子 永島 順子 登米市迫町佐沼字南元丁八四一三 令和二年十一月二十五日

○宮選管告示第百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年十二月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
愛と緑と活力ある県政研究会	浅野 和志	代表者の氏名	浅野 和志	鈴木 雅俊	令和二年十一月十八日

会計責任者の氏名	小林 慎悟	後藤 達彦
----------	-------	-------

大友啓一後援会	高橋 克郎	代表者の氏名	高橋 克郎	小谷 正彦	令和二年十月三十日
---------	-------	--------	-------	-------	-----------

吉川ひろやすを囲む会	青山 友之	代表者の氏名	青山 友之	鈴木 優佑	令和二年十一月十八日
------------	-------	--------	-------	-------	------------

たき健一後援会	佐藤 正一	代表者の氏名	佐藤 正一	佐藤 孝	令和二年十一月二十日
---------	-------	--------	-------	------	------------

○宮選管告示第百十七号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第十五条第二項の規定によりその任期満了の日までの間に限りなお従前の例により在任することとされている宮城海区漁業調整委員会の委員において、同法第一条の規定による改正前の漁業法第九十九条第一項の規定による令和二年十二月五日現在における解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

令和二年十二月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

三分の一の数 七六三